

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 3 月 7 日
契 約 業 者 名	沖昌エンジニアリング (株)
契 約 業 者 の 住 所	東京都北区東十条 6 - 4 - 1 5
業 務 の 名 称	R 6 東京国道建築工事現場補助業務
業 務 場 所	東京国道ブロック管内
業 種 区 分	建築関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	本業務は、東京国道ブロック管内（東京都、神奈川県、千葉県）の 1 0 事務所における土木営繕（建築）に関する工事实施の監督補助を行うものであり、発注者の業務を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。 1. 情報共有システム使用料
履 行 期 間 (自)	令和 6 年 4 月 1 日
履 行 期 間 (至)	令和 7 年 3 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	4 8 , 4 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 1 4 3 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	4 8 , 5 4 3 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 情報共有システム使用料 受発注者双方の生産性向上を図ることを目的に、情報共有システム（A S P）の活用を行うため、情報共有システム使用料について、増工を行う。